平成２５年（フ）第４１５９号
大阪府東大阪市若江本町２丁目11番23―216号
債務者　山﨑　智史
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２２８号
大阪市淀川区木川西２丁目11番４号
債務者　岩木　大地
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８４号
長崎県佐世保市早苗町684番地　サンヒル早苗101号、旧住所愛知県丹羽郡大口町河北２丁目411番地　グルックハイム203号
債務者　中川　晋一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５０９号
千葉県市原市今津朝山195番地１　ユーハイツ姉崎101
破産者　小林　貴司
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５０号
茨城県古河市三杉町１丁目１番11号
破産者　株式会社ベルテックス・インターナショナル
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３０号
群馬県沼田市久屋原町1488番地７
破産者　有限会社武尊
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
群馬県沼田市久屋原町1488番地７
破産者　株式会社ほたかや
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
埼玉県熊谷市広瀬824番地３
破産者　株式会社ＲＥＸＯＳ
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５８号
秋田市泉南３丁目16番16号
破産者　有限会社プロシヨップエキップ
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２５号
千葉県市原市神崎263番地１　辰巳彩風苑
破産者　田中　喜市
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７３号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑271番地１
破産者　株式会社慎建設
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６号
富山市二口町４丁目９番地４
破産者　株式会社ライフアートホーム
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４号
富山市北二ツ屋80番地３
破産者　有限会社六聖商事
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９３号
福井県敦賀市樋の水町28番地の１
破産者　株式会社油宇
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
長野県上田市芳田1052番地１
破産者　株式会社明光
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井1772番地２
破産者　株式会社丸昇工業
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１７号
滋賀県長浜市十里町245番地の50
破産者　株式会社小倉建設
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第６７５８号
大阪市東成区東中本３丁目22番15号
破産者　山口運送株式会社
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７５４号
大阪府豊中市上野東３丁目17番25グランスイート豊中上野東503号
破産者　株式会社三共
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部